

JFS 規格 オンライン研修およびオンライン・集合型併用研修の 実施規程

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

1. 目的

JFS 規格 オンライン研修およびオンライン・集合型併用研修の実施規程（以下、本規程）は、食品安全マネジメント協会（以下、JFSM）が承認する研修コースもしくは JFSM が主催する研修において、オンライン研修またはオンライン・集合型併用での研修をおこなう場合の定義、方法等を規定する。これは、オンライン研修およびオンライン・集合型併用研修が集合型研修と同等の研修となるように規定するものである。

本規程に定めがない事項については、最新の承認基準文書の定めに従うものとする。

2. 定義

2. 1 オンライン研修

研修の受講者すべてがオンライン参加をして行われる次に示す研修をいう。

- (1) 講師とリアルタイムでコミュニケーションができるオンライン研修をいう。
- (2) ビデオコンテンツや e-ラーニングなどを利用した講師とのコミュニケーションがリアルタイムでは行われないオンライン研修をいう。

2. 2 オンライン・集合型併用研修

従来 of 集合型研修会場とオンライン研修の受講者が同時に受ける研修をいう。

2. 3 オンライン・集合型二部研修

講義等をオンラインで実施したのち、別日程で集合型研修を設定する研修をいう。オンライン研修部分については、本規程により運用する。研修の効果を損なわないため、この講義をオンラインで実施してから原則として 30 日以内に集合型研修を行わなければならない。

3. 適用範囲（オンラインを適用できる JFS 規格の研修コース）

- ・ 食品安全研修
- ・ 監査研修（食品の製造：セクターE/L）
- ・ 監査研修（フードサービス）
- ・ 監査研修（フードサービス・マルチサイト）
- ・ 監査研修（タイ向け規格）
- ・ その他、JFSM の規格に関する研修（組織向け、事業者向け）

4. 研修コース当たりの受講者数

4. 1 2.1 (1) のオンライン研修 (講師による講義のみ)
: 1名以上。システムとして許容できる上限人数まで。
4. 2 2.1 (1) のオンライン研修 (講師による講義、およびグループ演習を含む場合)
: 原則4名以上20名以下
4. 3 2.1 (2) のオンライン研修
: 1名以上。システムとして許容できる上限人数まで。
4. 4 2.2 のオンライン・集合型併用研修 (講師による講義のみ)
: 1名以上。システムとして許容できる上限人数まで。
4. 5 2.2 のオンライン・集合型併用研修 (講師による講義、グループ演習を含む)
: 4名以上20名以下 (オンライン受講者は2名以上必要)
4. 6 2.3 のオンライン・集合型二部研修 (講師による講義、およびグループ演習を含む)
: 原則4名以上20名以下

5. 研修用テキスト、教材

5. 1 研修用テキスト、教材

研修用テキスト、演習用の教材、および参考資料は、オンラインで提供できるようにしなければならない。必要に応じて、印刷物の提供はできる。

5. 2 補助教材

2.1.1 (1) のオンライン研修および 2.2 のオンライン・集合型併用研修においてビデオのような補助教材は、講師による研修を補完するために使用することができる。

6. 研修方式

6. 1 事前研修

オンライン研修およびオンライン・集合型併用研修の前に受講生に行わせる事前研修は、必要に応じて設定できる。e-ラーニングの活用も可能とする。

6. 2 研修実施要件

6. 2. 1 研修内容

JFS 規格の研修は、承認基準文書に規定している内容、または JFSM が別途設定もしくは承認した内容で行わなければならない。

6. 2. 2 受講者への研修概要の周知

研修機関は、受講者に対し、研修コースの受講受理時もしくは研修コースの始めに研修コースの構成、オンライン受講の注意点、受講者の義務、受講者に関する評価方法、評価基準並びに結果のフィードバック方法などを説明しなければならない。

6. 2. 3 研修におけるコミュニケーション

講師は e-ラーニングを除くオンラインを通じて行う研修コース全般にわたり、受講者を巻き込み、引き付ける等、受講者と講師の間のコミュニケーションを図ること。

6. 2. 4 習得状況確認

2021年8月23日

講義については、受講者と講師の間で知識が習得されたことを確認するためのコミュニケーションを行うこと。

6. 2. 5 実技研修の要件

・実技研修は、オンライン研修およびオンライン・集合型併用研修のいずれも原則として1グループ2名以上6名以下のグループで行うこと。

・オンラインのグループによる実技研修では、各グループの演習を援助できるよう講師もしくは実技研修の補助者(講師資格のある者、あるいは、研修機関もしくはJFSMが研修内容を理解し実技研修の補助ができると判断した者)を適切に配置しなければならない。

・実技研修の補助者は実技演習中、講師と連携できるように連絡手段を持っておくこと。

実技研修での演習結果内容及び結果発表については、オンライン研修受講者およびオンライン集合型併用研修受講者が確認できる形式で行わなければならない。

6. 2. 6 受講態度不良者への対応

講師は、研修目的を達成することが困難だと思われる受講者、もしくは研修コース活動状況(出席状況や態度等)が著しくよくない受講者を識別しなければならない。該当する受講者に対し、状況を個人的にかつタイミングよく伝え、改善の機会を与えなければならない。

6. 3 試験実施の要件

オンラインでの受講者に試験を行う場合、電子的に受験できるようにすること。オンライン集合型併用研修では、会場参加の受講者への試験も原則としてオンライン受講者と同時に同じ電子的な試験を受けられるようにしなければならない。会場参加者に、筆記による試験を行う場合、電子的な試験との不利益がないように実施すること。試験前の本人確認は行わなければならない。

試験は、オンライン受験者相互の公平性及びオンライン受験者と会場受験者の公平性を保つため、オープンブックで行うこと。

オンラインの試験実施中は、PC画面上で受講者本人が解答していることを確実にすること。

講師とのコミュニケーションがリアルタイムでは行われないオンライン研修の場合、試験の本人確認はパスワード等で行うこと。

7. 研修環境、接続環境

オンライン研修およびオンライン集合型併用研修を実施する研修機関もしくはJFSMは、オンライン受講者に研修受講に必要な通信環境を事前に明確にしなければならない。必要に応じて、事前に通信環境が適切であるかどうかテストする。研修機関もしくはJFSMは、オンライン研修の受講者の顔が確認できる接続を維持すること。

8. 研修時の本人確認

研修を行う研修機関もしくはJFSMは受講者の本人確認を実施しなければならない。研修機関もしくはJFSMは、本人確認を運転免許証、パスポート、社員証、学生証等、氏名及び写真が同時に確認できるもので実施すること。写真付きの証明書がない場合には、住民票、健康保険証、公的資格の証明書等第三

2021年8月23日

者発行で氏名が確認できる資料2点以上によること。
確認した資料の種類と確認者は記録すること。

9. 研修修了

研修機関もしくはJFSMは、試験を設定する研修において試験の点数が70点以上で、研修の参加、受講態度等に問題がないと判断した受講者を合格と判定し、修了証を発行する。オンラインによる受講者は映像で講義、演習に参加していることや質疑、演習の対応等で判断すること。

研修機関もしくはJFSMは、試験を設定しない研修において、研修の参加、受講態度等に問題がないと判断した受講者に修了証もしくは受講証明書を発行する。

以上